

(注) 以下は監査報告の原本に記載された事項を電子化したものであり、
押印済みの原本は別途保管しております。

産業技術総合研究所

第 10120000-B-20180627-001 号
平成 30 年 6 月 27 日

経済産業大臣
世 耕 弘 成 殿

国立研究開発法人産業技術総合研究所
監事 風 間 澄 之
監事 渡 邊 修 治

平成 29 事業年度監査報告の提出について

上記の件について、国立研究開発法人産業技術総合研究所監事監査規程
第 23 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の平成 29 事業年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）の業務運営、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査¹を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I 監査の方法及びその内容

この監査報告は、以下のプロセス、方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務運営、事業報告書及び財務諸表等の監査を行い、作成した。

1 監査計画の策定と監査準備等

平成 29 事業年度監事監査計画書に基づき、理事長、理事、領域長、事業組織の所長及び事業所長、監査部門等、評価部門等その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び効率的な監査実施に向けた環境の整備に努めた。

その際、特に研究所の業務運営として重要なコンプライアンスの推進及び業務システム改革の運用状況、研究所の情報セキュリティ対策の推進状況並びに平成 29 事業年度は第 4 期中長期目標期間の 3 年度目を迎え、目的基礎研究及び橋渡し機能の強化、地域連携活動の強化、人材育成等の施策の本格的な運用を開始していること、新研究連携拠点の整備など更なる施策を拡大し展開していること、また、平成 28 年 10 月に研究所が特定国立研究開発法人の指定を受け、世界最高水準の研究開発成果に向けた施策が期待されていることから、これらの進捗状況を重点項目とした。

2 職務の執行状況等調査

理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて理事・領域長及び関係部署の管理者、責任者等から職務の執行状況の説明を求めた。

¹ 平成 29 事業年度における監査は、在任監事 2 名の両名で定めた監査の方針、職務の分担等に従い実施した。

- 3 監査の実施と通則法に定める書類及び理事長決裁に係る法人文書の調査
研究所の組織における業務の運営、財産の状況等の監査及び経済産業大臣に提出する書類を調査した。また、理事長決裁に係る全ての法人文書及び規程の新設・改正に係る法人文書を調査した。
- 4 内部統制システムの整備及び運用状況の調査
役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、研究so法又は他の法令に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受けた。また、運用状況を客観的に監査等した部署等²から監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- 5 会計監査人監査の適正性等調査
当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）を検証するに当たって、事前に会計監査人による監査計画及び重点監査項目の説明及び期中での経過報告を受け、必要に応じ意見交換を実施した。
また、期末監査の実施時においては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について平成 30 年 6 月 27 日に報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、証拠の提出を求めた。
会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項³の通知を平成 30 年 6 月 27 日に受け、必要に応じて説明を求めた。

II 監査の結果

- 1 研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

研究所の業務は、関係諸法令及び研究所業務方法書その他の諸規程等を遵

² 監査室（内部監査）、業務推進支援部（個人情報保護に関する監査、法人文書点検）、国際連携室（安全保障輸出管理監査）、情報基盤部（情報セキュリティ監査、セキュリティ診断）

³ 同様の事項は、①独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項、②監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項、③会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項をいう。

守のうえ、第4期中長期計画及び平成29年度計画に従い適法に実施され、また、中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

特に、平成29事業年度においては、第4期中長期目標期間の3年度目を迎え、目的基礎研究及び橋渡し機能の強化、地域連携活動の強化、人材育成等の施策を拡大し展開しているとともに、平成28年10月に研究所が特定国立研究開発法人の指定を受けたことにより、世界最高水準の研究開発を目指した業務運営に取り組んできた。

平成29事業年度における主な取り組みとして、以下の活動があげられる。

(1) 目的基礎研究の強化

大学との連携では、平成29年度末には7大学とのOIL（オープンイノベーションラボラトリ）に、九州大学との連携を加え8大学へと連携大学数が増加している。OILの増加とともに、OILの課題解決・研究・運営の方向性を統括する部署として企画本部内にOIL室を設置し、連携活動の推進、ガバナンスの強化を進めた。また、平成30年6月には8大学との連携を一堂に紹介、産業界へのアピールを目的に合同シンポジウムを開催している。人材活用・育成面ではクロスアポイントメント（CA）やリサーチアシスタント（RA）の大幅増加、160余報の論文発表、7億円を上回る外部資金の獲得など、これまでのOILの活動実績の報告とともに、OIL活動の認知度の向上を図っている。

(2) 橋渡しの強化

研究所内に企業名を冠した連携研究室（冠ラボ）の拡充が大きな推進力となっている。平成29年度に新たに3社との冠ラボを立ち上げ、総冠ラボ数は8社に達している。これは研究所経営陣、領域、マーケティング担当部署の連携によるマーケティング活動の強化の賜物である。また、運営に関しては、イノベーション推進本部内に大型連携室を設置し、関係領域との意思疎通を図りつつ、制度運用など企業ニーズへの柔軟な対応を進めている。さらに、各冠ラボでは、実績評価、課題への取り組みなど企業との相互理解を重視した運営を行っている。企業への定期的な報告会を実施し、冠ラボの有効性の確認や相互理解を深化させることにより、冠ラボは当初の3年間にとどまらず、期間延長、新たな研究テーマの設定など、発展的展開を図っている。

また、中小企業も含めた多様な企業ニーズに応えるため、研究所の持つ知見、ノウハウを広く産業界に橋渡しする取り組みの一環として「技術コ

ンサルティング制度」のさらなる活用を推進している。技術コンサルティングによる資金獲得額は、平成 28 年度比で約 80%増、件数では同 50%増と大幅に増加している。

(3) 地域中核企業との連携強化

地域連携では、地域の産業集積などの特徴を踏まえて重点化研究テーマ（看板）を設定し、地域センターとつくばセンターとの連携による「オール産総研」を旗印に、最高水準の研究成果を求めて活動している。地域中核企業との連携では、41 都道府県の公設試験研究機関職員 100 余名に加え、総勢 160 余名のイノベーションコーディネータ（IC）を軸に、ニーズの把握と研究所の知見とのマッチングを進めている。平成 29 年度には、65 件（目標 50 件の 130%）の連携研究を実現している。

さらに中小企業に特化した連携コーディネータ（SCET）を指名し、地域中小企業の技術力の強化を目的として、戦略的基盤技術高度化支援事業（サポイン事業）などの公的資金獲得アドバイスや研究計画立案などの支援に努めている。

(4) 技術マーケティング力、企業連携の強化

IC網の拡充に加え、テクノブリッジフェア（TBF）の多様化を進めている。新たな試みとして、平成 30 年 1 月には、「計測・分析フェア in 京都」、3 月には「アグリテクノフェア in 北海道」を開催した。前者は計測分野集中型とし研究所全領域の連携により、関連企業の集中する京都・関西地区で開催し、新規テーマや大型連携の掘り起こしを実現した。後者は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）と初めての共催であり、北海道を中心とした関係機関との連携や農業関連分野や食品関連分野における連携機会を探ることに大きな意義があった。

(5) コンプライアンス、ガバナンスの強化

理事長主導型のメカニズムの確立・運用強化を進めている。コンプライアンス案件については理事長を委員長とするコンプライアンス推進委員会に毎週報告され、対応処理される。緊急重要案件は発生当日中に報告され、対応策を指示する体制となっている。理事長からの指示は、議事録に残され、案件ごとの対応状況は完了するまで毎週報告される。また、監事に対しても毎週、委員会と同様の報告がされる体制となっている。

ガバナンスの強化には職員の意識付けが大きな効果をもたらす。啓蒙活動については、年度初頭の理事長訓示、9 月の「第 4 期中長期計画中間点

を迎えて」などの訓示のほか、平成 29 年度は各地域センター及びつくばセンターで職員と直接語り合うタウンホールミーティングを計 9 回開催している。「科学と社会」、「研究所のあり方」、「ダイバーシティ、女性の働き方」、「地域センターの貢献」、「事務職員のモチベーション」など多岐にわたるテーマで、職員と理事長との直接討論を実施している。現場とのコミュニケーション、意識改革を通じ、第 4 期中長期目標の達成、課題への対応などガバナンスの強化を図っている。

さらに平成 29 年 12 月、国立研究開発法人協議会においてコンプライアンス専門部会の立ち上げを提案し、研究所が初代の部会長を務め、他法人との相互の協力関係の強化の先導役として国立研究開発法人のコンプライアンスに関する諸課題の討議、横展開を進めている。

(6) 研究人材の拡充・育成の推進

CA、RA 人員の増加があげられる。特に OIL の拡充を牽引力に、CA は 56 人と前年比約 1.3 倍、RA は 268 人と同比約 1.5 倍に達している。またイノベーションスクールではプログラムの多様化を進め人材育成ニーズに対応している。10 年にわたる同プロジェクトの卒業生が一堂に会する同窓会の開催など、人的関係の強化に努めている。さらに「修士採用枠の拡大」や 5 年間全く新しいテーマに挑戦できる「エッジランナーズ制度」を活用し、平成 29 年度は 5 件の研究課題を採択し研究を推進するなど、若手研究者の育成に努めている。

一方多様な人材の確保という観点から、女性、外国人研究者の活用を中心にダイバーシティの推進に注力している。女性活躍推進法行動計画の各施策の中で、大学等の外部イベント参加及びキャリア支援活動等を通じて積極的に研究所の魅力をアピールした結果、女性研究者の応募者が倍増（56 名から 103 名）したことにより、優秀な女性研究者の採用に繋がることが期待される。

(7) 平成 28 年度、平成 29 年度補正事業の推進

平成 28 年度補正事業において、柏拠点の一部として、ABC I クラウドサーバーの設置、東京大学柏 II キャンパス及び臨海副都心センターに AI 技術とものづくり技術の融合による最先端の研究開発や社会実装を産学官連携で強力に推進するハブとなる研究拠点の整備を進めてきた。いずれも事故繰越が承認され、平成 30 年度中に竣工し、人工知能に関するグローバル研究拠点として研究開発が開始される予定である。また老朽化対策は着実に遂行し、特に空調設備改修において平均 30% のエネルギー消

費量を低減できる機器に更新した。

さらに平成 29 年度補正事業において、高機能 I o T デバイスに関する研究拠点として西事業所に新たにクリーンルームを整備する予定である。

(8) 業務改革の推進

理事長主導のもとに業務改革推進室を設置し、業務フローベースの業務改善への取り組み、ボトムアップ及びトップダウンからの業務改善提案など、制度・手続等の見直しや全組織参加による職場改善活動を実施している。これらの状況を毎週の幹部連絡会において改善策の概要、効果、進捗状況を報告し、改善策の見える化を行うなどにより、実効性を高め、組織一丸となった取り組みを進めている。

(9) キログラム定義改定への歴史的貢献

キログラムは、世界に1つしかない分銅「国際キログラム原器」の質量と定義されている。しかし、国際キログラム原器の質量は、長期的には表面の汚染などによって変動してしまうことがわかってきたため、普遍的な基礎物理定数に基づいた定義に改定すべく、科学技術データ委員会（CODATA）は、プランク定数の値を決定した。この決定に関し、研究所（日本）、アメリカ、ドイツ、カナダ、フランスの5か国のみが寄与したものであり、研究所が130年ぶりのキログラムの定義改定に大きく貢献したことは歴史的な成果と言える。

理事長は、研究所の第4期中長期目標期間のミッションを、①イノベーションの基となる目的基礎研究を強化すること、②その技術的成果を産業界に橋渡しをすること、③将来のイノベーション創出を担う人材の活用と育成を推進すること、及び、④地域連携の促進にも積極的に取り組むこととし、さらには、特定国立研究開発法人としてのミッションを内外に周知するとともに、研究所のコンプライアンス推進体制の強化、リスク管理及び内部統制等に関し、トップマネジメントとして指導力を強く発揮していることを認める。

2 研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制、その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

通則法第 28 条第 2 項⁴に基づき、研究所の業務の適正を確保するための体制等を追加した研究所業務方法書の内部統制システムについては、より実効性のある内部統制システムへと進化させていることから、平成 29 事業年度中の業務運営における内部統制システムの整備及び運用は適正に実施されているものと認める。

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

3 研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4 財務諸表等についての意見

(1) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）は、独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されており、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

(2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

(3) 決算報告書は、理事長による予算区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

(4) 会計監査人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、研究所の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める旨の「無限定適正

⁴ 通則法第 28 条第 2 項：業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

意見⁵」を付している。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査については、監査の方法及びその内容、会計監査の結果報告は相当であると認める。

5 事業報告書についての意見

平成29年度事業報告書は、法令に従い研究所の業務の状況を正しく示しているものと認める。

6 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

該当事項なし。

Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1 総論

閣議決定等に基づき独立行政法人を対象とした政府及び行政改革実行本部等からの要請（給与水準の適正化、研究所の長の報酬水準、契約の適正化、保有資産の見直し、情報開示及び公益法人等への会費等支出など）に係る措置については、それぞれ適切に対応されているものと認める。

2 個別事項

(1) 給与水準の適正化

研究所の役員の報酬等については、その役員の業績が考慮されなければならないとする通則法第50条の2の趣旨を踏まえ、理事長の業績反映額は、経済産業大臣の業績評価により、また、その他の役員にあつては経済産業大臣の項目別の業績評価及び業務に対する貢献度を総合的に勘案し決定されており、その報酬水準は妥当であると認める。

また、職員の給与等についても、その職員の勤務成績が考慮されなければならないとする通則法第50条の10の趣旨を踏まえ、人事院の給与勧告等を考慮して決定するとともに、毎年度行う目標設定管理型短期評価と一定の評価対象期間を経て行う長期評価からなる個人評価制度による業績評価を踏まえ決定されており、その給与水準は妥当であると認める。

⁵ 無限定適正意見とは、財務諸表監査等の監査人による監査において表明される意見の一つで、一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って監査を実施した結果として、監査対象となった財務諸表等について虚偽記載等が発見されず、記載内容が妥当であるという相当の心証を得た場合に表明される監査意見をいう。

職員の給与水準の適正化に係る具体的な改善策と数値目標を内容とする取組については、着実に実施されてきたことにより、平成 29 年度においては、①事務・技術職員は対国家公務員指数 101.4（前年度 102.6）、②研究職員は対国家公務員指数 102.5（前年度 103.3）となっている。

さらに、研究所の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表については、総務省のガイドラインに則り、国家公務員及び他の独立行政法人の役職員と比較ができる形で判りやすく公表されているものと認める。

（2）理事長の報酬水準

研究所は、我が国最大級の公的研究機関として、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行い、基盤的研究から実用化研究まで一体的かつ連続的に、広範な分野において取り組んでいる。さらに、産業技術政策の中核的機関として、革新的な技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」機能の強化等に先行的に取り組むことに加え、特定国立研究開発法人の指定により世界最高水準の研究開発を進める役割も担っている。

理事長は、これら高度で多様な業務を総理し、世界最高水準の研究とその成果の橋渡しをするために、幅広い知識と経験による高いマネジメント能力とリーダーシップを発揮し、牽引することが求められる。

理事長の報酬は、独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）による要請を継続して踏襲し、国家公務員指定職俸給表の事務次官の給与の範囲内としていることから、報酬水準は妥当であると認める。

（3）契約の適正化（随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況）

調達に関する閣議決定及び総務大臣の通知に基づき、研究所では研究開発業務の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度調達等合理化計画を定め、①適切な随意契約に向けた取り組み、②一者応札・応募の低減に向けた取り組み等を重点的に取り組むべき項目として掲げて、調達業務を推進してきた。

これら平成 29 年度における各事業所の契約担当職の契約に関し、随意契約の妥当性、一般競争入札等における契約の状況及び一者応札・応募の改善への取り組み状況について監査するとともに、研究所に設置している契約監視委員会でも平成 29 年 12 月 4 日の他、平成 30 年 5 月 29 日、6 月 11 日の計 3 日間にわたり、研究所全体の随意契約の妥当性及び一般競争入札等の契約の点検及び平成 29 年度調達等合理化計画の自己評価の点検、平成 30 年度同合理化計画策定の点検並びに特定国立研究開発法人特例随

意契約の導入について審議するとともに、必要な情報の提供を求めてきた。

平成29年度の研究所の調達状況は、以下の表1及び表2のとおりである。

表1 平成29年度の研究所の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成28年度		平成29年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	1,852 (61.9%)	244.2 (74.4%)	1,513 (42.1%)	374.3 (75.8%)	△339 (△18.3%)	130.1 (53.3%)
企画競争・公募	348 (11.6%)	20.5 (6.2%)	328 (9.1%)	18.4 (3.7%)	△20 (△5.7%)	△2.1 (△10.2%)
特例随契	—	—	891 (24.8%)	26.5 (5.4%)	—	—
競争性のある 契約(小計)	2,200 (73.5%)	264.7 (80.6%)	2,732 (76.0%)	419.2 (84.9%)	532 (24.2%)	154.5 (58.4%)
競争性のない 随意契約	794 (26.5%)	63.7 (19.4%)	860 (23.9%)	74.4 (15.1%)	66 (8.3%)	10.7 (16.8%)
合計	2,994 (100%)	328.4 (100%)	3,592 (100%)	493.6 (100%)	598 (20.0%)	165.1 (50.3%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

表2 平成29年度の研究所の二者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成28年度		平成29年度		比較増△減	
2者以上	件数	564	(25.6%)	582	(21.3%)	18	(3.2%)
	金額	102.3	(38.6%)	233.6	(55.7%)	131.3	(128.3%)
1者以下	件数	1,636	(74.4%)	2,150	(78.7%)	514	(31.4%)
	金額	162.4	(61.4%)	185.6	(44.3%)	23.2	(14.3%)
合計	件数	2,200	(100%)	2,732	(100%)	532	(24.2%)
	金額	264.7	(100%)	419.2	(100%)	154.5	(58.4%)

(注1) 計数は、それぞれ小数点第二位を四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募、特例随意契約、不落随意契約)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成29年度の対28年度伸率である。

監査及び点検結果から、研究所においては、契約監視委員会の意見・指摘事項等を踏まえ、平成27年10月から随意契約ができる範囲を19項目

規定化し拡大したこと及び民間企業での調達等の経験者である契約審査役の増強、同審査役による迅速な契約審査や同審査役を講師とする調達に関する講習会による人材育成などによって、契約工程の短縮化など、効率化を進め、迅速かつ効果的な調達を実現している。また、平成 29 年 10 月からは特定国立研究開発法人に認められた「特例随意契約」の運用を他法人に先駆けて開始した。調達に関するガバナンスの徹底を図るとともに公開見積競争を原則とする随意契約方式を導入した。

随意契約による効率化を推進するに当たりガバナンスの強化が非常に重要である。研究所では、契約審査役による随意契約の事前点検及び契約担当職による二重チェック体制を確立し、公正性、透明性を確保したうえで運用しているほか、契約権限の明確化、公平性・透明性・競争性の確保向上への取組、適正な検収、不祥事発生 of 未然防止・再発防止のための取組など、適切な随意契約や一者応札・応募の低減に向けた取り組みを継続し、契約の更なる適正化を推進していることを認める。

このような状況下において、政府は特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針（平成 28 年 6 月 28 日閣議決定）において「同法人の物品及び役務の調達は、その研究開発が国際的な競争の中で行われていることから、迅速かつ効果的に行うことが極めて重要である。」として、当該方針の一部を変更（平成 29 年 3 月 10 日閣議決定）、研究開発に直接関係する 500 万円以下の物品及び役務の調達に限り、ガバナンス強化等の措置を講じ、研究開発成果の早期発現及び向上が期待でき、かつ、競争性及び透明性が確保されていることを条件に、新たな随意契約方式（特定国立研究開発法人特例随意契約）の仕組みを構築し、導入することを可能にした。研究所においては、平成 29 年 10 月より本制度を導入し、その結果、半年間での契約実績は 891 件、調達請求から契約相手先決定までの期間を平均 22 日（一般競争入札では約 40 日）にするなど効率化を目的とした政府決定の効果が十分に発揮されている。

（４）保有資産の見直しについて

企業等との連携強化に伴い新規に第 4 期スペース利活用方針を策定し、スペースの有効利活用を積極的に進めるとともに、施設維持管理費の削減を目的としたスペース利活用推進体制の推進により、研究所が保有する土地・建物等については、経営的な視点から常時見直しを図り、研究開発を継続するうえで有効かつ効率的な資産保有状況であることを認める。

また、研究所では効率的な配置及び研究スペースの集約化を進めるため、

毎年度「施設整備計画」を策定し、老朽化した建物等施設の閉鎖・解体等を計画的に実施するとともに、平成 29 年度に閉鎖・解体等した建物等施設については、適法に処理され財務諸表に正しく記載していることを認める。

さらに、減価償却計算における償却可能限度額「残存価額 1 円」までの償却とする新たな減価償却計算への変更を実現した。他の特定国立研究開発法人に合わせ統一された計算基準による資産総額を明らかにすることで、適切な情報開示に基づく説明責任を果たすことができるとともに、共同研究等の増加に伴う民間企業等連携強化に伴い増大する資産譲渡手続きの効率化に資するものである。

(5) 研究所の情報開示について

研究所の情報開示については、国民の情報へのアクセスを容易にするため研究所のウェブサイトにも、①附帯決議等を踏まえた総務省通知に基づく情報公開の項目の他、②独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づく公表事項、③独立行政法人通則法に基づく公表事項、④その他の法令、ガイドライン等に基づく公表事項に区分し、情報開示統轄部署において各責任部署より必要となる情報を受け、精査したうえで適時適切に開示していることを認める。

(6) 公益法人等への会費等支出について

行政改革実行本部において決定された「公益法人等への会費支出の見直し」において規定されている、見直しの基本原則及び会費の見直し・点検の趣旨を踏まえ、その必要性を厳格に精査し支出の是非を判断してきた。また、公益法人等に対し会費（年 10 万円未満のものを除く。）を支出した場合は、四半期ごとに支出先、名目・趣旨、金額等の事項を研究所のウェブサイトにおいて公表していることを認める。

IV その他政府等からの要請事項への対応

1 研究所の情報セキュリティ対策等について

社会的に標的型メールや不正アクセスなどのウィルス感染による個人情報的大量流出事案や日本の研究機関を狙ったサイバー攻撃が相次いでいる。

研究所では平成 30 年 2 月に外部からサイバー攻撃を受けている事態が発覚した。このサイバー攻撃への対応報告及び再発防止のために今後取り組む対策等について、以下のとおり検討されている。

(1) サイバー攻撃への対応

今回のサイバー攻撃に対して、まずは、研究情報、個人情報等の重要情報の流出を避けるためにネットワークの遮断を迅速に進め、被害拡大の防止を図った。次いで、被害状況の調査と原因の分析、安全性の確保及びシステムの復旧対策等について、C I S Oを本部長とする「情報セキュリティ対策本部」を設置し、速やかに対応策を進めてきた。また外部有識者、内部委員を委員とする「情報システムに対する不正なアクセスに関する調査委員会」を設置し、被害の範囲、原因の分析及び再発防止のために今後取り組む対策等について、報告書をまとめている。

(2) 再発防止のために今後取り組む対策

同調査委員会の報告書を踏まえ、顕在化した研究所の情報システムの脆弱性と運用体制の問題について、被害範囲、原因の分析と考察を行い、経済産業省他関係機関等と連携、調整を行い、抜本的な再発防止策を速やかに講ずることとしている。具体的には、①多要素認証の導入、②内部ネットワークの分離と監視強化、③パスワードの取り扱い等の運用ルールの見直し、④事業継続計画（BCP）の見直しと外部委託業者に対する管理方法の改善、及び⑤C I S Oのガバナンスが働くような組織体制の見直しについて、計画的な改善を進めることとしている。

今後は、対応策の早期実施に向けて、アクションプランの策定とともに予算の配分、人的リソースの投入など、迅速な対応策の実施を求めたい。この対応策の進捗状況については、平成30事業年度以降の監事監査計画の重要な監査項目として位置付ける。

V 監査報告を作成した日

平成30年6月27日

平成30年6月27日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

監事 渡 邊 修 治

監事 風 間 澄 之